

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和7年12月9日	令和8年12月23日	<p>11月21日に次の内容で公開請求を行ったところ、不存在(令和7年12月5日付大政第e-78号)となりました。</p> <p>-----</p> <p>2025年11月6日付の公開請求に関して、政策企画室の部分公開決定(令和7年11月20日付大政第e-66号)で「文書の送付について」が特定されています。しかし、この文書は公開請求の中で</p> <p>この文書は9月16日に既に公開されたものですが、この文書は文書送付の宛名人に対して、その申し出を市民の声としては取り扱わないことなどを連絡する旨を意思決定するものであり、「市民の声」としては取り扱わず、情報提供として取り扱う旨を意思決定した文書ではありません。</p> <p>として請求対象文書ではないことを伝えていたものです。「これではない」としているものを、何の説明もなくわざわざ特定してくるのは不誠実にもほどがあります。恣意的な文書特定はやめてください。請求の趣旨が理解できないのであれば確認したらどうなんですか。</p> <p>今回の事案については                      (1)公職者の申出を市民の声としては取り扱わない旨の意思決定                      (2)この(1)の意思決定の内容を申出人に連絡する旨の意思決定のプロセスを経ており、特定されているものは(2)に関するものです。                      請求対象文書は(1)に係るものであり、公職者の申出を市民の声としては取り扱わない旨の意思決定が行われた文書(本件のみならず一般的にこのような取り扱いをする旨の意思決定が行われた文書を含む)です。</p> <p>改めて文書の特定及び公開を求めます。</p> <p>不存在理由は次の通りとなっています。</p> <p>公職者の申出については、受付部署では「公職者」という属性のみで市民の声として取り扱うかの判断を行っており、所管部署で個々の申出内容を考慮して対応しているため、「公職者の申出を市民の声として取り扱わない」と一律に取り扱うことを定めた文書はない。</p> <p>すなわち、公職者の申出を市民の声としては取り扱わない旨の意思決定文書について、記載された公文書を保有していないことから、そもそも当該文書を作成・保有しておらず、実際に保有していない。</p> <p>ここでは「一律に取り扱うことを定めた文書はない」となっていますが、「公職者のどのような申し出を市民の声としては取り扱わないこととするのか」という基準を示した文書は存在するはずで、この文書が存在しないのであれば(1)の意思決定が行えるはずがありません。そして、(1)の意思決定を行った文書も存在するはずで、</p> <p>改めて                      ・「公職者のどのような申し出を市民の声としては取り扱わないこととするのか」という基準を示した文書を                      ・(1)の意思決定を行った文書を                      を特定し、公開してください。</p>	不存在	号	政策企画室	広聴担当
		<p>11月21日に以下の内容で公開請求を行ったところ不存在(令和7年12月5日付大政第e-80号)となりました。</p> <p>-----</p> <p>政策企画室の不存在による非公開決定(令和7年11月20日付大政第e-67号)の不存在理由には次の記載があります。</p> <p>公職者からの口頭の要望等については「要望等記録制度」で取り扱うことが明記されているが、口頭以外による要望等の対応方法は明文化されているものは存在せず、記載された公文書を保有していない</p> <p>一方、城東区役所の部分公開決定(令和7年10月1日付大城総第320号)で公開された文書「市民の声データベースシステムからのお知らせ(依頼) 25-02598」には次の記載があります。</p> <p>受付部署:政策企画室市民情報部広聴担当                      受付番号: 25-02598                      受付日:2025/06/08                      事業種別:情報提供                      案内入力備考:本件申出人が元本市職員であることを鑑み、今後は「要望等記録制度」に則り公職者として対応することとしましたので、「市民の声入力フォーム」を通じて寄せられるものは「市民の声」として取り扱わず、情報提供させていただきます。</p> <p>「要望等」の定義について職員の職務の執行に関する要望等の記録等に関する規則では次の通り規定されています。</p> <p>(定義                      第2条(略)                      2 この規則において「要望等」とは、職員に対し、職務の執行に関し一定の具体的な行為をし、又はしないことを働きかける要望、要請等の行為をいう。</p>				

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和7年12月9日	令和8年12月23日	<p>そして、この規則の第1条では次の通り規定されています。</p> <p>(目的) 第1条 この規則は、職員の職務の執行に関する要望等の記録、その対応方針等の決定等に関し必要な事項を定め、職員の要望等への対応における透明性及び公正性を確保することにより、公正な市政の運営を図り、もって市政に対する市民の信頼の向上に資することを目的とする。</p> <p>つまり、要望等記録制度は、その対応いかんによっては「公正な市政の運営」を失し、「市政に対する市民の信頼」を損なう可能性のある「要望等」を対象としています。</p> <p>1. 25-02598の申出内容がこの規則の対象となる「要望等」に該当するものであるということが確認できる文書を公開してください。</p> <p>令和7年11月6日の公開請求では、請求対象文書を</p> <p>「公職者の申出は一般的には市民の声としては取り扱われず、例外的に市民の声として取り扱われるものであるとの説明」について、説明の根拠が確認できる文書の公開を求めたものです。</p> <p>としていたはずですが、 不存在理由では要望等記録制度の対象となるかどうかの問題であるかのように記載されていますが、ポイントはそこではありません。公開請求では市民の声制度の対象となるかどうかを問題としているのであり、決定は公開請求の趣旨の解釈を誤っています。</p> <p>2. 要望等記録制度の対象となった場合、市民の声制度の対象にならないとする根拠が示された文書を公開してください。</p> <p>3. 改めて、「公職者の申出は一般的には市民の声としては取り扱われず、例外的に市民の声として取り扱われるものであるとの説明」について、説明の根拠が確認できる文書を公開してください。</p> <p>4. この間の政策企画室の説明では「公職者」と「市民」を対立する概念であるかのような説明がなされていますが、市民の声制度上、「公職者」と「市民」を区別して取り扱うものであるとする根拠が示された文書を公開してください。</p> <p>5. 上記4. について、要望等記録制度の指針などが該当するのであれば、この指針などの規定が市民の声制度の運用にあたって適用されるものであるという根拠が分かる文書を公開してください。</p> <p>不存在理由は次の通りとなっています。</p> <p>公職者の申出については、受付部署では「公職者」という属性のみで市民の声として取り扱うかの判断を行ってならず、所管部署で個々の申出内容を考慮し取り扱う制度を判断しており、複数制度で受け付けることはないため、「要望等記録制度の対象となった場合、市民の声制度の対象にならないとする根拠が示された文書」、「公職者の申出は一般的には市民の声としては取り扱われず、例外的に市民の声として取り扱われるものであるとの説明」について、説明の根拠が確認できる文書」並びに「市民の声制度上、「公職者」と「市民」を区別して取り扱うものであるとする根拠が示された文書」について、記載された公文書を保有していないことから、そもそも当該文書を作成・保有しておらず、実際に保有していない。(続き)</p> <p>この「公職者の申出については～制度を判断しており」については、政策企画室の不存在決定(令和7年12月5日付大政第e-78号)に対する12月9日付審査請求書で述べている通り事実ではなく、不存在理由としては成立していません。</p> <p>次に、</p> <p>2. 要望等記録制度の対象となった場合、市民の声制度の対象にならないとする根拠が示された文書</p> <p>3. 改めて、「公職者の申出は一般的には市民の声としては取り扱われず、例外的に市民の声として取り扱われるものであるとの説明」について、説明の根拠が確認できる文書</p> <p>4. この間の政策企画室の説明では「公職者」と「市民」を対立する概念であるかのような説明がなされていますが、市民の声制度上、「公職者」と「市民」を区別して取り扱うものであるとする根拠が示された文書の各文書が存在しない理由として「公職者の申出については～制度を判断しており」、「複数制度で受け付けることはないため」が示されています。しかし、これらはいずれも請求対象文書が存在しない理由にはなっていません。</p> <p>公開請求の趣旨は、「本件申出人が元本市職員であることを鑑み、今後は「要望等記録制度」に則り公職者として対応することとしましたので、「市民の声入力フォーム」を通じて寄せられるものは「市民の声」として取り扱わず、情報提供させていただきます。」としたことの根拠や、公正職務審査委員会に対する説明がいかなる根拠に基づいて行われたのかという点について、根拠の説明を求めるものです。この公開請求の趣旨に従い、改めて文書の特定を行ってください。</p> <p>なお、請求対象文書が真に不存在だというのであれば、「解釈、運用の手引き」にあるように「説明責任を果たす観点から」十分な理由付記を行ってください。すなわち、文書不存在の状態で上記の取り扱いや公正職務審査委員会に対する説明の根拠をどのように説明するのかという点について請求人に理解できるような理由付記を行ってください。</p> <p>この理由付記については総務局情報公開グループを通じて指摘しています。少しは記載されるようになってきましたが、まだまだ不十分です。</p>	不存在	号	政策企画室	広聴担当

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和7年12月24日	令和8年1月16日	文書の送付について	部分公開	1号	政策企画室	広聴担当
令和7年12月24日	令和8年1月16日	<p>12月9日に行った公開請求について、令和7年12月23日付大政第e-86号にて不存在となりました。不存在理由は次の通りとなっています。</p> <p>公職者の申出については、受付部署では「公職者」という属性のみで市民の声として取り扱うかの判断を行っておらず、所管部署で個々の申出内容を考慮して対応しており、その判断基準を定めたものはないため、「公職者の申出を市民の声としては取り扱わない旨の意思決定を行った文書」及び「『公職者のどのような申し出を市民の声としては取り扱わないこととするのか』という基準を示した文書」について、記載された公文書を保有していないことから、そもそも当該文書を作成・保有しておらず、実際に保有していない。</p> <p>「公職者の申出については、受付部署では「公職者」という属性のみで市民の声として取り扱うかの判断を行っておらず、所管部署で個々の申出内容を考慮して対応しており」について、政策企画室は、公開決定(令和7年12月5日付大政第e-79号)の備考欄に</p> <p>実際に要望等として取り扱うかは所管部署において判断するものであるが、受付部署としては25-02598の申出については3. 要望等の定義の1点目「個人または団体の要望者から、本市職員の職務上の行為にかかわって、何らかの対応を求める要望、要請等の行為」に該当すると思われる。</p> <p>と記載し、また、受付番号:25-02598の案内入力備考に</p> <p>本件申出人が元本市職員であることを鑑み、今後は「要望等記録制度」に則り公職者として対応することとしましたので、「市民の声入力フォーム」を通じて寄せられるものは「市民の声」としては取り扱わず、情報提供させていただきます。</p> <p>と記載しています。まさに政策企画室は受付部署として「市民の声としては取り扱わない」旨の判断を行っているのであり、不存在理由の記載は明白な虚偽記載であり、文書不存在の根拠として成立していません。</p> <p>次に「その判断基準を定めたものはないため」について、政策企画室は部分公開決定(令和7年12月5日付大政第e-81号)の備考欄に</p> <p>令和7年10月8日付け大政第e-34号で公開した文書の写し「文書の送付について」の決裁では文書の送付のみならず、記載内容の取扱いについての意思決定も兼ねている。</p> <p>と記載しています。</p> <p>ここでの「記載内容」とは「市民の声としては取り扱わない」というものであり、これは上記一点目が虚偽であることを自白したも同然です。</p> <p>また、このような意思決定が行われている以上、判断基準が存在しないはずはなく、その基準を示した文書が存在しないはずはありません。</p> <p>改めて下記の文書について特定し、公開してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「公職者のどのような申し出を市民の声としては取り扱わないこととするのか」という基準を示した文書</li> </ul>	不存在	号	政策企画室	広聴担当
令和7年12月24日	令和8年1月16日	要望等記録制度指針（令和5年4月改訂版）	公開	号	政策企画室	広聴担当

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和7年12月24日	令和8年1月16日	<p>12月9日に行った公開請求について、令和7年12月23日付大政第e-87号にて不存在となりました。不存在理由は次の通りとなっています。</p> <p>公職者の申出については、受付部署では「公職者」という属性のみで市民の声として取り扱うかの判断を行っておらず、所管部署で個々の申出内容を考慮し取り扱う制度を判断しており、複数制度で受け付けることはないため、「要望等記録制度の対象となった場合、市民の声制度の対象にならないとする根拠が示された文書」、「『公職者の申出は一般的には市民の声としては取り扱われず、例外的に市民の声として取り扱われるものであるとの説明』について、説明の根拠が確認できる文書」並びに「市民の声制度上、『公職者』と『市民』を区別して取り扱うものであるとする根拠が示された文書」について、記載された公文書を保有していないことから、そもそも当該文書を作成・保有しておらず、実際に保有していない。</p> <p>「公職者の申出については、受付部署では「公職者」という属性のみで市民の声として取り扱うかの判断を行っておらず、所管部署で個々の申出内容を考慮し取り扱う制度を判断しており」について、政策企画室は、公開決定(令和7年12月5日付大政第e-79号)の備考欄に</p> <p>実際に要望等として取り扱うかは所管部署において判断するものであるが、受付部署としては25-02598の申出については3. 要望等(2) 要望等の定義の1点目「個人または団体の要望者から、本市職員の職務上の行為にかかわって、何らかの対応を求める要望、要請等の行為」に該当すると思われる。</p> <p>と記載し、また、受付番号:25-02598の案内入力備考に</p> <p>本件申出人が元本市職員であることを鑑み、今後は「要望等記録制度」に則り公職者として対応することとしましたので、「市民の声入力フォーム」を通じて寄せられるものは「市民の声」としては取り扱わず、情報提供させていただきます。</p> <p>と記載しています。まさに政策企画室は受付部署として「市民の声としては取り扱わない」旨の判断を行っているのであり、不存在理由の記載は明白な虚偽記載であり、文書不存在の根拠として成立していません。</p> <p>次に「複数制度で受け付けることはないため」について、これは「要望等記録制度の対象となった場合、市民の声制度の対象にならないとする根拠が示された文書」が存在しない理由には全くなっています。</p> <p>その他、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「公職者の申出は一般的には市民の声としては取り扱われず、例外的に市民の声として取り扱われるものであるとの説明」について、説明の根拠が確認できる文書</li> <li>・市民の声制度上、「公職者」と「市民」を区別して取り扱うものであるとする根拠が示された文書</li> </ul> <p>の不存在理由は「記載された公文書を保有していないことから」としか書かれておらず、情報公開条例解釈、運用の手引に記載されている「説明責任を果たす観点から、なぜ作成又は取得していないのかということについても、公開請求者に対して明確になるよう具体的に記入する」というものになっていません。</p> <p>改めてこれらの文書について特定し、公開してください。</p> <p>請求対象文書は</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. 要望等記録制度の対象となった場合、市民の声制度の対象にならないとする根拠が示された文書</li> <li>3. 改めて、「公職者の申出は一般的には市民の声としては取り扱われず、例外的に市民の声として取り扱われるものであるとの説明」について、説明の根拠が確認できる文書</li> <li>4. この間の政策企画室の説明では「公職者」と「市民」を対立する概念であるかのような説明がなされていますが、市民の声制度上、「公職者」と「市民」を区別して取り扱うものであるとする根拠が示された文書</li> <li>5. 上記4. について、要望等記録制度の指針などが該当するというのであれば、この指針などの規定が市民の声制度の運用にあたって適用されるものであるという根拠が分かる文書です。</li> </ol>	不存在	号	政策企画室	広聴担当

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和7年12月24日	令和8年1月16日	<p>政策企画室から令和7年10月8日付け大政第e-34号で公開された文書「文書の送付について」は、対象者に送付する内容として次の記載があります。</p> <p>平素から大阪市政へのご理解・ご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>さて、これまで本市行政に対する様々なご意見・お問合せ等を賜っておりますが、過去に本市職員として活躍されたご経歴から、令和7年6月9日以降に公職者の立場から口頭でなされるご意見・お問合せ等の内容が「要望等」に該当する場合は「要望等記録制度」に則って対応させていただくことが適切と判断いたしましたので、ご案内申し上げます。なお、ご意見・お問合せ等が単に事実、手続等に関する問い合わせに属するものに該当するなど「要望等記録制度」の対象外の事項である場合は「要求」として取り扱い、適切な部署より、必要に応じて連絡させていただく所存です。</p> <p>また、この間、「市民の声入力フォーム」を通じてご意見・お問合せ等をお寄せいただいておりますが、公職者を市民とし、そのご意見・お問合せ等を「市民の声」として取り扱うことは広聴制度の一貫性に欠けることもあり、令和7年6月9日現在、本市に到達している未処理の文書又は電磁的記録のご意見・お問合せ等並びに今後、文書又は電磁的記録によりお寄せいただくご意見・お問合せ等につきましては、先述と同様に適切な部署より、必要に応じて連絡させていただく所存です。</p> <p>今後とも、大阪市政へのご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくごお願い申し上げます。</p> <p>なお、政策企画室の部分公開決定(令和7年12月5日付大政第e-81号)の備考欄には</p> <p>令和7年10月8日付け大政第e-34号で公開した文書の写し「文書の送付について」の決裁では文書の送付のみならず、記載内容の取扱いについての意思決定も兼ねている。</p> <p>と記載されており、政策企画室は、この文書は対象者の申出を送信内容のとおりに取り扱うとする意思決定も兼ねているとしています。</p> <p>また、城東区から公開された「市民の声データベースシステムからのお知らせ(依頼)25-02598」の案件入力備考には次の記載があります。</p> <p>本件申出人が元本市職員であることを鑑み、今後は「要望等記録制度」に則り公職者として対応することとしましたので、「市民の声入力フォーム」を通じて寄せられるものは「市民の声」としては取り扱わず、情報提供させていただきます。</p> <p>これらについて、申出人の申出をこれらのように取り扱うことが妥当であるということが確認できるすべての文書を公開してください。</p> <p>「これら」とは、「文書の送付について」及び「市民の声データベースシステムからのお知らせ(依頼)25-02598」です。</p> <p>「これらのように」に関しては</p> <p>(1) 「文書の送付について」にあつては、「記載内容の取扱いについての意思決定も兼ねている」の「記載内容の取扱い」であり、</p> <p>(2) 「市民の声データベースシステムからのお知らせ(依頼)25-02598」にあつては、「市民の声」としては取り扱わず、情報提供させていただきます」との取り扱いです。</p>	不存在	号	政策企画室	広聴担当
令和7年12月27日	令和8年1月19日	大阪市公文書管理条例	公開	号	政策企画室	広聴担当

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和7年12月27日	令和8年2月12日	<p>12月12日に次の内容で公開請求を行いました。</p> <p>-----</p> <p>11月26日の公開請求について、城東区役所から不存在決定(令和7年12月10日付大城総第336号)がありました。</p> <p>不存在理由は次の通りとなっています。</p> <p>市民の声につきましては「市民と市政をつなぐ広聴ガイドライン」に基づき、制度所管である政策企画室の運用に則って処理を行っているため、市民の声としては取り扱わずに担当所属へ情報提供として取り扱うとする意思決定文書については、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。</p> <p>しかし、政策企画室に確認したところ、政策企画室としては、案件の処理にあたっては、受け付けた部署で回答、供覧、情報提供のいずれにするかの意思決定(決裁)を行ったうえで処理がなされているとの認識であり、意思決定文書の作成が不要であるなどのマニュアルなどは示していないとのことでした。</p> <p>請求対象文書が存在するはずはありません。</p> <p>再度特定し公開することを求めます。</p> <p>-----</p> <p>これに対して城東区は令和7年12月25日付大城総第340号で不存在決定を行いました。</p> <p>不存在理由には次のとおり記載されています。</p> <p>市民の声につきましては、「市民と市政をつなぐ広聴ガイドライン」に基づき、制度所管である政策企画室の運用に則って処理を行っているため、市民の声としては取り扱わずに担当所属へ情報提供として取り扱うとする意思決定文書については当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。</p> <p>これは前回の不存在理由と一言一句同じであり、政策企画室の「意思決定(決裁)を行ったうえで処理がなされているとの認識であり」との説明とは真向から矛盾するものです。</p> <p>政策企画室の運用に則って処理を行えば、意思決定文書は作成されないということが分かる文書を公開してください。</p> <p>「市民の声としては取り扱わず、情報提供とする」ということは、誰かがどこかで意思決定を行っていることに疑いはありません。大阪市公文書管理条例第4条の規定に関わらず、意思決定文書が作成されないという理由が分かる文書を公開してください。</p> <p>この公開請求は、城東区と政策企画室の両方を対象とします。</p> <p>なお、政策企画室の「意思決定(決裁)を行ったうえで処理がなされているとの認識」が正しく、城東区の認識が誤っているということであれば、不存在理由にはその旨明記してください。</p>	不存在	号	政策企画室	広聴担当